

「移住体験施設」用の空き家を募集

市に貸与してくれる物件を探しています

市の移住定住推進施策と空き家対策を総合的に推進するため、移住希望者が本市の生活環境を体験することができる「移住体験施設」を設置します。この事業に協力していただける空き家を募集します。

- 募集対象 市内過疎地域(伊香保・小野上・赤城地区)に存在する空き家で、市に11年間(令和5年度～令和15年度)無償で賃借が可能な物件
 - 利用内容 市への移住希望者が、中長期的(1年～10年間)に利用できる「移住体験施設」として利用します。市が改修工事を実施し、10年後は市が改修した状態で所有者に返還します
 - 募集期限 6月30日(木)
 - 応募方法 空き家活用マッチング制度を利用して応募を受け付けます。所定の申込書に必要書類を添えて、政策創造課に提出してください
- ※申込書・必要書類などは、政策創造課または市ホームページ(ID=9514)にあります
詳しくは、☎政策創造課(☎2401)へ。



移住定住支援・空き家対策関連制度の加算額をまとめました

市は、移住定住推進施策と空き家対策を推進するため、さまざまな支援制度を実施しています。それらには、基本となる補助額のほかに、一定の条件を満たす場合に加算額を支給できる場合があります。各制度の加算条件などを別表のとおりまとめましたので、確認してください。

(別表) 令和4年度 移住定住支援・空き家対策に関する支援制度 加算額一覧

事業名	移住者住宅支援事業	移住定住新生活応援事業	空家跡地活用定住者住宅支援事業	隣地統合事業	空家活用等支援事業		居住誘導区域定住促進事業
					空家解体補助金	空家活用支援補助金	
加算限度額	110万円 +特別地域100万円	10万円	50万円	5万円	10万円	20万円	30万円
加算条件及び加算額	・若者:30～40歳未満=10万円、30歳未満20万円 ・子育て:同一世帯で15歳以下の子=1人につき10万円 ・新築で市内業者利用=30万円 ・中古物件=10万円 ・空き家バンク利用=30万円 ・移住を機に免許を取得=20万円 ・移住を機にペーパードライバー講習を受講=実費3万円まで ・移住を機にテレワーク勤務=20万円 ・多世代(3世代以上)=10万円 ・大家族(1世帯6人以上)=10万円 ・子育てシングルパパママ応援=10万円 ・県外からの移住=20万円 ・県外への勤務=20万円(テレワークとの重複不可) ・居住誘導区域=10万円 ・特別地域(過疎地域)=100万円	・婚姻日などの6カ月前から申請日までの間に市外から転入:1人5万円	・若者:30歳未満=10万円 ・子育て:同一世帯で15歳以下の子=1人につき10万円 ・市内業者利用=30万円 ・過疎地域=30万円 ・居住誘導区域=10万円	・居住誘導区域=5万円	※次のいずれかで10万円 ・昭和56年5月31日以前に建築された建物 ・地震災害時に通行を確保すべき道路の沿線建物(緊急輸送道路沿線) ・1年以内に購入した空き家 ・接道状況が悪い敷地にある空き家(一定基準あり) ・居住誘導区域内にある空き家 ・狭小地上にある空き家	※次のいずれかで20万円 ・市外からの転入者 ・若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満) ・子育て世帯(15歳以下の子どもを扶養) ・居住誘導区域内にある空き家 ・若者パートナーシップ宣誓世帯(パートナーのいずれかが40歳未満)	・若者加算:補助対象者または配偶者などが30～40歳未満=5万円、30歳未満=10万円 ・子育て加算:同一世帯の15歳以下の子=1人につき5万円 ・区域外加算:認定申請の日における住所が居住誘導区域外=5万円 ・地区加算:住宅などの所在地が居住誘導区域の渋川市役所周辺・渋川駅周辺=10万円
担当課	☎政策創造課(☎2401)			☎建築住宅課(☎2072)	☎都市政策課(☎2073)		
ホームページID	3794	8216	9543	7400	3795	3838	9554

※複数の事業を重複して支援を受けられない場合があります。詳しくは担当課にお問い合わせください



空家跡地活用定住者住宅支援事業をスタート
空き家の跡地に新築する若者を支援します

- 助成対象者 次の全てに該当する個人
 - ・空き家解体後の跡地に新築住宅を取得し、転居により居住を開始した40歳未満の所有者(解体した空き家の所有者が、助成対象者の直系または3親等以内の親族であること)
 - ・市内に居住し、住民登録後2年以上経過している
 - ・市税を滞納していない
 - ・市の住宅取得に対する他の助成を受けていない
- 対象となる住宅
 - ・居住部分の床面積の合計が50㎡以上
 - ・空き家解体工事完了後3年以内に新築した
 - ・所有権保存(移転)登記をした日から1年以内
- 助成額 10万円(加算を含め最大60万円)
※加算の内容は9ページの表を参照してください



- 受付開始日 4月15日(金)
※予算に達し次第締め切ります
- 申請方法 所定の申込書に必要書類を添えて政策創造課へ
※申込書・必要書類などは、政策創造課または市ホームページ(ID=9543)にあります
詳しくは、☎政策創造課(☎2401)へ。

空き家再生コンテストを開催します
各部門の最優秀賞には賞金10万円

市内の空き家の優れた活用事例を表彰する「空き家再生コンテスト」を実施します。

- 募集対象 市内にある空き家で5年以内に利活用を行った建物所有者
- 募集部門 ①一般住宅部門 ②店舗部門 ③古民家部門
- 審査会
 - ・一次審査=書類(9月中旬)
 - ・二次審査=立会(10月上旬)
- 募集期限 8月31日(水)
- 応募方法 応募事例紹介シート(A3用紙1枚以内・様式不問)と応募書類を郵送または持参で政策創造課(〒377-8501・石原80)へ
※応募書類は政策創造課または市ホームページ(ID=9513)にあります
詳しくは、☎政策創造課(☎2401)へ。

